

日本が誇る制度の具体例

省エネ法によるトップランナー制度

制度の概要

・省エネ法に基づき、家電製品や自動車の省エネルギー基準をトップランナー方式(※)により定めており、製造事業者等に基準を遵守する義務が課されている。未達成の製造事業者等には、勧告、公表、命令、罰金(100万円以下)の措置がとられる。

※トップランナー方式とは
それぞれの機器において現在商品化されている製品のうち最も優れている機器の性能以上にするという考え方



温室効果ガス排出量の算定/報告/公表制度

制度の概要

・地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)に基づき、温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することを義務付け、国が報告されたデータを集計・公表する制度。

国民・事業者

<集計単位>

- ・企業
- ・業種
- ・都道府県

集計・公表

国

報告

※請求に応じて開示

一定の裾きり量以上の温室効果ガスを排出する事業者等を対象
 ・産業、業務(公的部門を含む)、運輸部門が対象
 ・事業所単位(運輸部門は事業者単位)6ガスごとに算定



行政機関による取組

国・都道府県・市町村の実行計画

・温対法に基づき、国・都道府県・市町村が、それぞれの事務・事業に伴い排出される温室効果ガスについて自らが率先して削減努力を行う計画を策定



太陽光発電

地球温暖化対策地域推進計画

・温対法に基づき、地方公共団体が、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定

普及・啓発制度

チーム・マイナス6%

・京都議定書に基づく温室効果ガス排出「-6%」を実現するため、2005年4月に発足した地球温暖化防止のための大規模国民運動。チームリーダーは総理大臣、サブリーダーが環境大臣。

・「COOL BIZ」「WARM BIZ」「ハロー！環境技術」など、一人一人の日常生活での温暖化防止活動を呼びかけている。

COOLBIZ WARBIZ

(全国・都道府県)地球温暖化防止活動推進センター 地球温暖化防止活動推進員

- ①全国センター：温対法に基づき、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等を目的として環境大臣が設置。
- ②都道府県センター：温対法に基づき、都道府県知事が設置。
- ③推進員：温対法に基づき、温暖化対策の知見を有し普及啓発等の経験に富む者が、都道府県知事の委嘱により住民への啓発や助言等を行う。

低炭素社会の近未来イメージ

低炭素な国土・自然・交通

自然と共生できる暮らし

- <森林との共生>
- 吸収源機能向上
 - 木材生産とバイオエネ供給



木くずだきボイラー

- <自然の教育効果>
- 自然保全・教育

低炭素な交通システム

- 高度道路交通システム、エコドライブ
- 高効率鉄道・飛行機・船舶の利用
- バイオ燃料や水素等の低炭素エネ利用促進
- 高効率燃料電池自動車、電気自動車の普及

低炭素なまちづくり

- 適切な人口密度(コンパクトシティ)、移動距離の短縮・公共交通機関の利用増加
- 地産地消、地域ブランドなどによる一次産業の活性化

地産地消の推進に向けて

～消費者と生産者の「顔が見え、話ができる」関係づくりを目指して～



(地産地消) 農林水産省 生産局

低炭素な産業・業務

低炭素オフィス

- ビルエネルギーマネジメントシステム
- 省エネ建築物
- ITの進展(ペーパーレス)
- リサイクル進展

低炭素生産システム

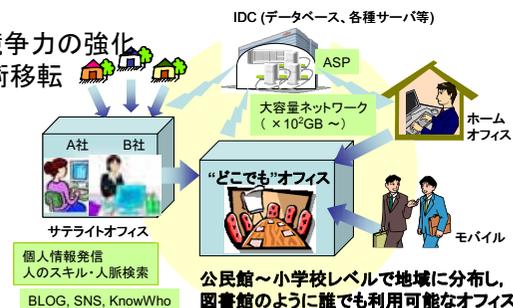
- 高効率ボイラ
- 工場で発生した余剰熱のスケード利用、民生で再利用
- 炭素隔離貯留の有効利用

低炭素エネルギーの活用

- 残渣系バイオ燃料利用
- 太陽熱温水器
- 太陽光発電
- 天然ガス燃料転換
- 原子力発電の推進
- 石炭利用のクリーン化

低炭素ビジネスの展開

- <新産業発展像>
- エコビジネス教育
 - 低炭素技術開発による国際競争力の強化
 - 途上国への戦略的な環境技術移転
- <ワークスタイル>
- SOHO(在宅勤務)などの推進



低炭素な住宅・家庭

意識改革＝ライフスタイルの転換

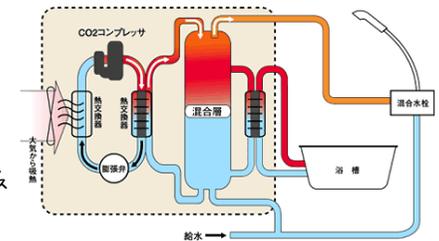
- エコライフの実践
- 環境負荷表示システム(家電・自動車標準装備)

太陽光の活用

- 太陽光発電
- 太陽熱温水器
- 屋上緑化

省エネ機器と高断熱住宅の大幅普及

- 高効率照明【白熱電球 蛍光灯、HIDランプ、LED等】
- 高断熱住宅
- 超高効率エアコン
- 待機電力削減
- ヒートポンプ給湯
- 燃料電池コジェネ



【ヒートポンプ給湯器】